

平成25年 No.24

○東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程

制定理由

本学に教員養成開発連携センターを設置するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

本学に教員養成開発連携センターを設置することに伴う，形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年 6 月 6 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第23号

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）
- (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成 9 年規程第 5 号）

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：本学に教員養成開発連携センターを設置するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教、特任教員及び非常勤講師をいう。 2～5 （省略） 6 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生相談センター、<u>学生キャリア支援センター及び教員養成開発連携センターをいう。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教、特任教員及び非常勤講師をいう。 2～5 （省略） 6 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生相談センター<u>及び学生キャリア支援センターをいう。</u> 〔省略〕

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：本学に教員養成開発連携センターを設置するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において「各学系」とは，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。 2 この規程において「センター」とは，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，学生相談センター，<u>学生キャリア支援センター及び教員養成開発連携センターをいう。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成25年6月6日から施行し，平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において「各学系」とは，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。 2 この規程において「センター」とは，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，学生相談センター<u>及び学生キャリア支援センターをいう。</u> 〔省略〕